

特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例の規定による閲覧及び謄写の場所の指定（平成24年岩手県告示第204号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後												
<p>1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>法人の主たる事務所が花巻市、北上市 、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、 胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在す る場合（花巻市にあっては花巻市の区 域以外に主たる事務所以外の事務所を 有する法人に、北上市にあっては北上 市の区域以外に主たる事務所以外の事 務所を有する法人に、一関市にあって は一関市の区域以外に主たる事務所以 外の事務所を有する法人に、奥州市に あっては奥州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する法人に、和 賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を有する法人 に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以 外に主たる事務所以外の事務所を有す る法人に限る。）</td><td> <u>奥州市水沢区</u> <u>大手町一丁目</u> <u>2番地 県南</u> <u>広域振興局経</u> <u>営企画部</u> </td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が花巻市、北上市 、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、 胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在す る場合（花巻市にあっては花巻市の区 域以外に主たる事務所以外の事務所を 有する法人に、北上市にあっては北上 市の区域以外に主たる事務所以外の事 務所を有する法人に、一関市にあって は一関市の区域以外に主たる事務所以 外の事務所を有する法人に、奥州市に あっては奥州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する法人に、和 賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を有する法人 に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以 外に主たる事務所以外の事務所を有す る法人に限る。）	<u>奥州市水沢区</u> <u>大手町一丁目</u> <u>2番地 県南</u> <u>広域振興局経</u> <u>営企画部</u>	[略]		<p>1 条例第4条第1項の規定により指定する閲覧及び謄写の場所</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>法人の主たる事務所が花巻市、北上市 、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、 胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在す る場合（花巻市にあっては花巻市の区 域以外に主たる事務所以外の事務所を 有する法人に、北上市にあっては北上 市の区域以外に主たる事務所以外の事 務所を有する法人に、一関市にあって は一関市の区域以外に主たる事務所以 外の事務所を有する法人に、奥州市に あっては奥州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する法人に、和 賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を有する法人 に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以 外に主たる事務所以外の事務所を有す る法人に限る。）</td><td> <u>奥州市水沢大</u> <u>手町一丁目 2</u> <u>番地 県南広</u> <u>域振興局経営</u> <u>企画部</u> </td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が花巻市、北上市 、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、 胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在す る場合（花巻市にあっては花巻市の区 域以外に主たる事務所以外の事務所を 有する法人に、北上市にあっては北上 市の区域以外に主たる事務所以外の事 務所を有する法人に、一関市にあって は一関市の区域以外に主たる事務所以 外の事務所を有する法人に、奥州市に あっては奥州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する法人に、和 賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を有する法人 に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以 外に主たる事務所以外の事務所を有す る法人に限る。）	<u>奥州市水沢大</u> <u>手町一丁目 2</u> <u>番地 県南広</u> <u>域振興局経営</u> <u>企画部</u>	[略]	
[略]													
法人の主たる事務所が花巻市、北上市 、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、 胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在す る場合（花巻市にあっては花巻市の区 域以外に主たる事務所以外の事務所を 有する法人に、北上市にあっては北上 市の区域以外に主たる事務所以外の事 務所を有する法人に、一関市にあって は一関市の区域以外に主たる事務所以 外の事務所を有する法人に、奥州市に あっては奥州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する法人に、和 賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を有する法人 に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以 外に主たる事務所以外の事務所を有す る法人に限る。）	<u>奥州市水沢区</u> <u>大手町一丁目</u> <u>2番地 県南</u> <u>広域振興局経</u> <u>営企画部</u>												
[略]													
[略]													
法人の主たる事務所が花巻市、北上市 、遠野市、一関市、奥州市、和賀郡、 胆沢郡及び西磐井郡の区域内に所在す る場合（花巻市にあっては花巻市の区 域以外に主たる事務所以外の事務所を 有する法人に、北上市にあっては北上 市の区域以外に主たる事務所以外の事 務所を有する法人に、一関市にあって は一関市の区域以外に主たる事務所以 外の事務所を有する法人に、奥州市に あっては奥州市の区域以外に主たる事 務所以外の事務所を有する法人に、和 賀郡にあっては和賀郡の区域以外に主 たる事務所以外の事務所を有する法人 に、胆沢郡にあっては胆沢郡の区域以 外に主たる事務所以外の事務所を有す る法人に限る。）	<u>奥州市水沢大</u> <u>手町一丁目 2</u> <u>番地 県南広</u> <u>域振興局経営</u> <u>企画部</u>												
[略]													

備考 改正部分は、下線の部分である。